



市自治基本条例（仮称）に盛り込む内容（案）（抜粋）

○参画と協働の原則

市民および市は、それぞれの役割と責任のもと、参画と協働によるまちづくりを目指す…

○情報共有の原則

市民および市は、自らが考え行動する自治の理念を実現するため、互いに情報を共有し、まちづくりを進める…

○人権尊重の原則

市民は、ともに個人として認め合い、互いの人権を尊重し、まちづくりを進める…

6 市民の権利

市民が自治の主体であり、市政への参画の権利とまちづくりの情報に関する市民の権利を定めます。

（表記の例）

- ・まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有し…
- ・市政についての情報を知る権利を有し…
- ・市政に参画する権利を有し…
- ・法令等の定めるところにより、市の行政サービスを等しく受ける権利を有し…



7 市民の責務

市民は、自治の主体としての自覚を持ち、まちづくりへ関心を持つとともに積極的に参画することについて定めます。

（表記の例）

- ・市民は、自治の主体として意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、市との協働によりまちづくりを推進し、暮らしやすい地域社会の実現に努め…
- ・市民は、まちづくりおよび市政へ参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努め…
- ・市民は、主体的に地域課題の解決やまちづくりに関わるよう努め…

（次ページへ）

1 前文

簡潔に分かりやすい表現にし、自然環境、町村合併、社会情勢と今後の方向性、またこの条例を、市の「最高規範」と位置付けることなどを盛り込むことにしました。

（表記の例）

- ・本市は平成17年10月1日、3町2村の合併により誕生し…
- ・先人たちが守り育ててきた歴史、文化、伝統を引き継ぎ…
- ・社会情勢が大きく変化する中、私たちは自治の主体であることを自覚し、安曇野に誇りと責任をもって自治に取り組む…
- ・自治の基本理念を明らかにし、みんなが主役のまちづくりを目指して…
- ・自治の最高規範…

2 目的

市民、議会、市の執行機関の役割と関係を明らかにし、市政運営の基本的事項や、市民が主体となる地域づくりを目指すことを明記します。

3 定義

条例に示す市民や区、市の執行機関、市などの用語について定義します。

4 条例の位置付け

「最高規範」の条例として条例を遵守し、条例に基づき自治を推進することを定めます。

5 自治の基本原則

自治の基本原則を次のとおり定めます。

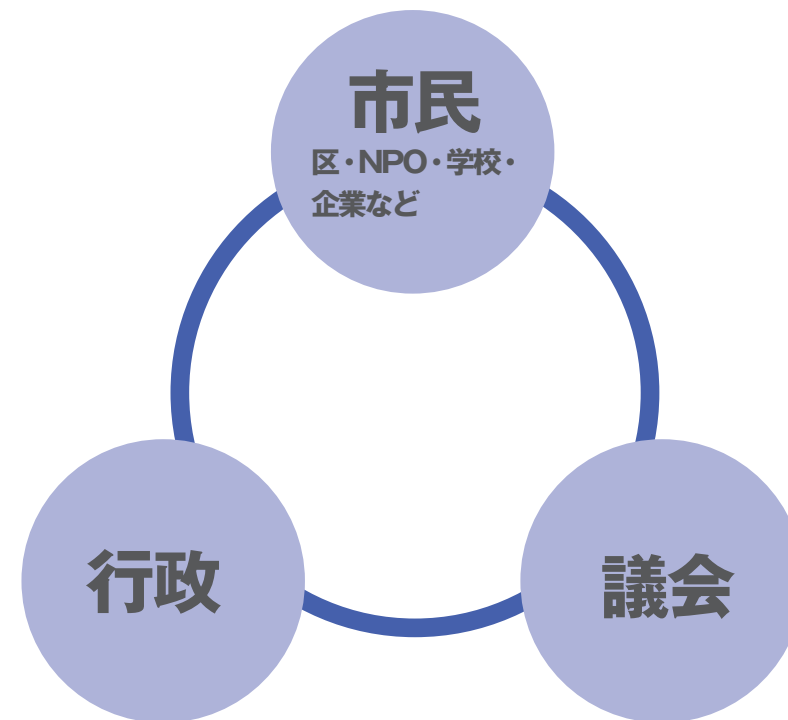
（表記の例）

○市民主体の原則

市民は、それぞれが主体であることを自覚し、それぞれの個性や能力を発揮し、まちづくりを進める…

力を合わせてまちづくりをするためのルール

自治基本条例



自治基本条例（仮称）は、市の自治の原則や市民、議会および市の役割や責務、また三者の関係を明確にしたまちづくりの基本となる条例です。

市では、条例制定に向けて、市自治基本条例（仮称）制定市民会議（田村浩会長）を設置し、条例に盛り込む項目とその内容について審議を進めてきました。その中間報告がまとまりましたので概要を報告します。

各条文の内容については、今後審議を進めていきます。なお、5月には、市自治基本条例（仮称）の中間報告会を5地域で開催する予定です。

条例制定に向け、市民の皆さんからの意見を募集しています。なお、条例制定市民会議開催日や審議内容などは市ホームページに随時掲載しています。詳細は、地域づくり課へ問い合わせください。

●提出方法
任意の用紙に意見、提言事項を日本語で記載し、住所・氏名（団体名）・電話番号を記載し、郵送・持参・ファクス・電子メールのいずれかの方法により提出してください。

●問い合わせおよび提出先
〒399-8281 住所不要
地域づくり課まちづくり推進係
TEL 71・2494 FAX 72・3176
✉ machizukuri@city.azumino.nagano.jp

市では、市自治基本条例（仮称）の制定に向けて取り組んでいます。今月号では、同条例制定市民会議で審議した、条例に盛り込む項目などについて報告します。

中間報告◎条例に盛り込む内容（案）を検討

市自治基本条例（仮称）制定進捗状況

自治基本条例への意見を募集しています



自治基本条例制定市民会議の様子